

# 山口県報

平成18年  
10月20日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
職員勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	一
告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)(環境政策課)	七
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請(廃棄物・リサイクル対策課)	一
家畜伝染病の発生の届出(畜産振興課)	一
保安林指定の解除(萩市)(森林整備課)	二
保安林指定森林(周南市)(森林整備課)	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	二
公告	二
国土調査の成果の認証(地域政策課)	三
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	三
肥料の登録(農業振興課)	四
肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)	五
肥料の登録の失効(農業振興課)	七
契約の締結(二件)(物品管理課)	七
公安委告示	八
道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務	八

職員勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第三百三十六号

職員勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間及び休憩時間等に関する規則(昭和二十八年山口県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第六条の二第三項」を「第六条の二第二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山口県告示第五百五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十月二十日から同年十一月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 シルトロニック・ジャパン株式会社

住 所 東京都中央区八丁堀三丁目一丁目二番二二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地



種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 染 物 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
六三ーホ	三	四	二	五	〇	一五
"	九	二〇	五	二〇	〇	"
"	二	三	"	五	〇	五
"	一	二	"	二五	〇	"
"	九	〇	"	五〇〇	〇	二〇
"	八	九	二	"	三六	五
"	三	四	五	〇	検出せず	一五

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考	(本/日)	(枚/日)	(枚/日)	(枚/日)	(枚/日)	(枚/日)
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"

備考 「六三ーホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

(既 設)





No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	
		通 常 値	最 大 値
七・五	九・五	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
八・九	五〇	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)
一〇	三〇	室 態 の 値	室 態 の 値
二	一〇・四	窒 素	窒 素
三	三・八・五	磷	磷
〇・八七	一・三三	磷	磷
六・六五九	六・九一七	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
		通 常	最 大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	処 理 後	処 理 前	通 常 値	最 大 値	
研 磨 排 水 処 理 施 設	処 理 後	処 理 前	六・二	四・九	二、七〇五
	処 理 後	処 理 前	七	八・三	二、八四二
"	処 理 後	処 理 前	七	八	二、八八九
	処 理 後	処 理 前	七	八	二、九六〇
酸・アルカリ排水処理施設	処 理 後	処 理 前	二・五	二	八六七
	処 理 後	処 理 前	七	三	九六〇
活性炭処理施設	処 理 後	処 理 前	八	二	五七
	処 理 後	処 理 前	七	一	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

活 性 炭 処 理 施 設	鋼 板 製	一〇〇	活 性 炭 吸 着	"	"
酸・アルカリ排水処理施設	"	九六〇	凝 集 沈 殿 ・ 中 和 ・ 生 物 処 理	"	"
"	"	三、〇〇〇	"	"	"
( 既 設 )					

山口県告示第五百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十月二十日から同年十一月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 シルトロニツク・ジャパン株式会社  
住 所 東京都中央区八丁堀三丁目一番二二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 シルトロニツク・ジャパン光工場  
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。  
(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	変更前	変更後	通 常 最 大	通 常 最 大	
六五	三	〃	(水素イオン濃度) (水素指数)	浮遊物質の量 (mg/l)	〃
	四	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	窒素の量 (mg/l)	〃
	一六〇	〃	浮遊物質の量 (mg/l)	窒素の量 (mg/l)	〃
	二四八	〃	浮遊物質の量 (mg/l)	窒素の量 (mg/l)	〃
	五	〃	浮遊物質の量 (mg/l)	窒素の量 (mg/l)	〃
	一〇	〃	浮遊物質の量 (mg/l)	窒素の量 (mg/l)	〃
	一三五	〃	浮遊物質の量 (mg/l)	窒素の量 (mg/l)	〃
	一六〇	〃	浮遊物質の量 (mg/l)	窒素の量 (mg/l)	〃
	一・三八	〃	浮遊物質の量 (mg/l)	窒素の量 (mg/l)	〃
	一・六七	〃	浮遊物質の量 (mg/l)	窒素の量 (mg/l)	〃
	一〇四	〃	浮遊物質の量 (mg/l)	窒素の量 (mg/l)	〃
	一〇四	〃	浮遊物質の量 (mg/l)	窒素の量 (mg/l)	〃

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

種 類	研 磨 排 水 処 理 施 設					種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )							
	処 理 前	処 理 後		通 常	最 大			水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)	鉍 油 類 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	機 質 (mg/l)			
		変 更 前	変 更 後												変 更 前	変 更 後	
	八	〃	七	六・二	六・五	九・七	三〇	五〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三	二・九七	三・五六	一・八二	二・〇六	二、三六〇	二、五〇〇
		八・三	六・三	八・七	六・九	七・九	一一・九	三三・六	一一・二	二二・一	二	一六・二	一九・一	〇・六	一・七	二、七〇五	二、八四二
			六・七	六・九	四・九	七・五	二七・二	四四・四	一五・六	二九・三	〃	四〇・三	七五・八	〇・六	三・四	二、七〇五	二、八四二
				五・五	五・五	五・五	二七・二	四五・四	七二・九	四四・五	三	四七・二	五六・七	二・九	三・四	二、八四〇	二、九〇〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	活 性 炭 処 理 施 設		酸 ・ アルカリ排水 処 理 施 設		"		研 磨 排 水 処 理 施 設		種 類	項 目	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 隔 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日		
	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前												変 更 後	変 更 前
"	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	鋼 板 製	二、一〇〇	中和・凝集沈殿	連 続	二 四 時 間	概 変 動 な し	(既)	平 成 一 八 九 九	平 成 一 八 九 九	(設)	
	五〇	〃	一〇〇	九六〇	八〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(既)	平 成 一 八 九 九	平 成 一 八 九 九	(設)	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(既)	平 成 一 八 九 九	平 成 一 八 九 九	(設)	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(既)	平 成 一 八 九 九	平 成 一 八 九 九	(設)	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(既)	平 成 一 八 九 九	平 成 一 八 九 九	(設)	

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等



No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	項目	
"	七・五	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
"	九・五		化学的酸素要求量 (mg/l)
八・九	一五・三	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)
"	五〇		鉍油類 (mg/l)
一〇	三〇	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
三〇	四〇		燐 (mg/l)
"	二	通 常 最 大	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
一〇・四	八・二九		通 常 最 大
三八・五	九・七四	通 常 最 大	
〇・八七	一・〇一		
一・三三	一・一七	通 常 最 大	
六・六五九	六・七六一		
六・九一七	六・九六一		

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

"				活性炭処理施設				酸・アルカリ排水 処理施設				"			
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
八	七	"	"	八	七	"	八	"	七	"	二・五	"	七	"	
"	"	"	"	"	"	"	九・七	"	八・六	"	三・二	"	"	"	
"	二〇	二、六四一	二、四二二	"	二〇	二、六四一	三、八〇〇	一七	一五	一九	二〇	八・四	一九・五	一六	
"	三〇	三、八〇〇	三、六九二	"	三〇	三、八〇〇	三、六九二	"	二〇	三〇・八	三〇	"	"	"	
"	五	二	五	"	五	二	五	"	一	一四・六	五	"	二〇	"	
"	一〇	一八	一〇	"	一〇	一八	一〇	"	五	二九・四	一〇	"	三〇	"	
"	二	"	三	"	二	"	三	"	二	"	三	"	二	"	
六六・四	一七二	一、二五九	一七二	六六・四	一七二	一、二五九	一七二	一六・六	五〇	一〇八	一五五	一一・七	二・九七	一一・七	
九一	二〇七	一、七二五	二〇七	九一	二〇七	一、七二五	二〇七	三〇	六〇	一九五	一八六	五〇・六	三・五六	五〇・六	
〇・四六	〇・一五	〇・四六	〇・三	〇・四六	〇・一五	〇・四六	〇・三	〇・九三	〇・一五	〇・九三	〇・三	一・四四	一・〇九	一・四四	
〇・四六	〇・三	〇・五三	〇・六	〇・四六	〇・三	〇・五三	〇・六	一・一五	〇・三	一・一五	〇・六	二	一・二四	二	
三三	五〇	三三	五〇	五七	一〇〇	五七	一〇〇	八六七	八〇〇	八六七	八〇〇	二、八八九	二、三六〇	二、八八九	
三三	五〇	三三	五〇	五七	一〇〇	五七	一〇〇	九六〇	八〇〇	九六〇	八〇〇	二、九六〇	二、五〇〇	二、九六〇	

山口県告示第五百五十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十月二十日から同年十一月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日鐵住金溶接工業株式会社  
住 所 東京都中央区日本橋小網町八番三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日鐵住金溶接工業株式会社光工場  
所在地 光市浅江四丁目一番一号
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第六十六号の電気めつき施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法及び排出水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。  
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	処理前 変更後	変更前	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
			通 常 最 大	通 常 最 大
ワイヤ排水処理設	水素イオン濃度 (水素指数)	二	二	一
		二	二	一
	化学的酸素要求量 (mg/l)	二〇〇	六〇〇	一〇〇
		二〇〇	六〇〇	一〇〇
	浮遊物質量 (mg/l)	一〇〇	一五〇	一〇〇
		一〇〇	一五〇	一〇〇
	室 態 の 値	一〇	二〇	一〇
		一〇	二〇	一〇
	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	四七二・五	三五四・五	三九八
		四七二・五	三五四・五	三九八

処理後	
変更後	変更前
七	七
八・六	八・六
一七・五	一七・五
二二・九	二二・九
二〇	二〇
二五	二五
三	三
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
四七二・五	四七二・五
三九八	三九八

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 6 排水口	No. 5 排水口	No. 1 排水口	項目	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
				変更後	変更前	
			水素イオン濃度 (水素指数)	七	七	〃
				八・六	八・六	
			化学的酸素要求量 (mg/l)	七	〃	〃
				九	一四・七	
			浮遊物質 (mg/l)	一〇	〃	〃
				二〇	〃	
			鉍油類 (mg/l)	三	〃	〃
				一〇	〃	
			窒素 (mg/l)	〇・一	〃	〃
				〇・一	〃	
			燐 (mg/l)	〇・二	〃	〃
				〇・二	〃	
			排出水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )	二二五	〃	二二五
				二五〇	〃	

山口県告示第五百五十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の五第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成十八年十月二十日から同年十一月二十日までの間、山口県宇部環境保健所及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関成

一 申請者

名称 有限会社安部運送  
住所 山陽小野田市大字西高泊六〇二番地の三

代表者の氏名 安部 稔

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

山陽小野田市大字津布田字三ノ上野畑一四一番の一部及び一四二番の一部並びに字一ノ上野畑一六二番四の一部、一六二番六の一部、一六二番八の一部及び一六二番一四の一部

三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず及びがれき類

五 申請年月日

平成十五年十二月二十二日

山口県告示第五百五十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があつた。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

病名	種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨ―ネ病	牛(ホルスタイン種)	患畜	一	下関市菊川町大字饗井	平成一八、一〇、一〇
"	"	"	"	菊川町大字上岡	"
"	"	"	"	枝二〇七三の二	"

山口県告示第五百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
萩市大字椿東字大渡七二七の一(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的  
魚つき
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があつた。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所  
周南市大字金峰字焼木二二七二、二二八五の一、字長畑二二八二、字埴二二八六、二二九〇の一、二二九一、二二九四、二二九七、字埴上二二八七、字くる岩二二〇四、字奥山二二〇五、二二〇六、字奥埴二二〇七
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域の名称  
長崎(1)地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	名 字	名 地	番	標 柱	番 号

長門市	日置上	夫婦石	一六五五の二三	一号
"	"	"	一六五五の一	二号
"	"	"	一六五五の一	三号
"	"	"	一六五五の一	四号
"	"	"	一六五五の一	五号
"	"	"	一六五五の二	六号
"	"	"	一六五五の二	七号



(五四一) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山口市	平成十六年五月十一日から平成十八年三月二十七日まで	山口市地籍図	秋穂東の一部
錦町	平成十六年五月十三日から平成十八年三月十五日まで	錦町地籍図	大字須川の一部
阿東町	平成十六年四月三十日から平成十八年三月十三日まで	阿東町地籍簿	大字生雲中及び大字蔵目喜の各一部

二 認証年月日

平成十八年十月二十日

(五四二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年十月二十日から平成十九年二月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社博多グリーンホ

住所 福岡市博多区博多駅中央街三番一一号 菊谷 茂吉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	四〇五台	三四五台
駐車場の自動車の出入口の数	一〇箇所	九箇所

四 届出年月日

平成十八年十月十日

五 変更年月日

平成十八年十月二十日

(五四三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年六月六日山口県公告(三〇六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十月二十日から同年十一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 コスバ防府Ⅱ  
 所在地 防府市大字植松五五四の一
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(五四四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年六月九日山口県公告(三〇九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十月二十日から同年十一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 サンマート華城店  
 所在地 防府市桑南二丁目六六三
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(五四五) 肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

山口県生 第五六〇号	登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 者
		平成一七、二、七	魚かす粉末	魚粉	窒素全量 りん酸全量 七・〇 五・〇	該当なし	氏 名 山陽ハイミール株 式会社 住 所 下関市筋川町二〇番 一五号

山口県生 第四七号	山口県生 第四六〇号	山口県生 第三八〇号	山口県生 第三一一号	山口県生 第一六二号	山口県生 第八四号	山口県生 第七三三号	山口県生 第七二二号	山口県生 第七一七号	山口県生 第七〇七号	登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 者
"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成一六、七、一四	更新年月日	"	生石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	井上 博司
六、二七	"	八、二二	七、一四	九、六	"	"	"	"	生石灰	更新年月日	"	生石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	アルカリ分 九〇・〇	"	井上 博司
消石灰	生石灰	"	消石灰	生石灰	消石灰	"	"	"	生石灰	更新年月日	"	生石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	アルカリ分 九〇・〇	"	井上 博司
肥料用六五・〇 消石灰	肥料用九〇・〇 生石灰	七〇・〇肥料用 消石灰	肥料用七〇・〇 消石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	六〇・〇肥料用 消石灰	肥料用九〇・〇 生石灰	肥料用九〇・〇 生石灰	肥料用九〇・〇 生石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	更新年月日	"	生石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	アルカリ分 九〇・〇	"	井上 博司
アルカリ分 六五・〇	アルカリ分 九〇・〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 九〇・〇	アルカリ分 六〇・〇	アルカリ分 九〇・〇	アルカリ分 九〇・〇	アルカリ分 九〇・〇	アルカリ分 九〇・〇	更新年月日	"	生石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	アルカリ分 九〇・〇	"	井上 博司
"	"	"	"	"	"	"	"	"	該当なし	更新年月日	"	生石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	アルカリ分 九〇・〇	"	井上 博司
井上 博司	秋山石灰工業株式 会社	平岡カズ子	葉仙石灰株式会社	平岡カズ子	宇部マテリアルズ 株式会社	重安石灰株式会社	葉仙石灰株式会社	井上 博司	宇部マテリアルズ 株式会社	更新年月日	"	生石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	アルカリ分 九〇・〇	"	井上 博司
美祢市伊佐町伊三 九三八の三	美祢郡秋芳町大字秋 吉四八九六	玖珂郡玖珂町七九七 の五	美祢市伊佐町伊三 三六二	玖珂郡玖珂町七九七 の五	宇部市大字小串一九 八五	" 大嶺町北分五 六一	" 三六一	美祢市伊佐町伊三 九三八の三	宇部市大字小串一九 八五	更新年月日	"	生石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	アルカリ分 九〇・〇	"	井上 博司

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

(五四六) 肥料の登録の有効期間の更新  
 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

山口県生 第五六三三号	山口県生 第五六二二号	山口県生 第五六一号
"	"	平成一八、五、二五
炭酸カルシウム 肥料	消石灰	"
五五%肥料用炭 酸苦土石灰	肥料用七〇・〇 消石灰	魚かす粉末
アルカリ分 一五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 七〇・〇	窒素全量 二六・〇 りん酸全量 〇・〇
"	"	"
"	伸興商事有限会社	宇部興産農材株式 会社
"	北九州市門司区白野 江二丁目四番一五号	宇部市大字小串一九 八八の七

山口県生 第五五六号	山口県生 第五五五号	山口県生 第五五四号	山口県生 第五五三三号	山口県生 第五五〇号	山口県生 第五四八号	山口県生 第五四七号	山口県生 第五四三三三三	山口県生 第五四〇号	山口県生 第五三九号	山口県生 第五三四号	山口県生 第五二八号	山口県生 第五二七号	山口県生 第五二四号	山口県生 第五二〇号	山口県生 第五一四号	山口県生 第四八八号	山口県生 第四七三三三	山口県生 第四七二二
平成一八、 五、九	平成一七、 六、一四	" " 二二	平成一六、 一一、二八	平成一七、 八、一二	平成一八、 五、二五	平成一七、 六、一四	" " 三一	" " 八、二二	" " 三、一一	平成一六、 七、一四	" " 九、二	平成一七、 五、"	平成一六、 九、一三	平成一七、 一一、二八	" " 七、一四	" " 八、三	" " "	" " 七、一四
混合石灰肥料	混合有機質肥料	副産石灰肥料	混合有機質肥料	混合石灰肥料	魚廃物加工肥料	副産石灰肥料	混合石灰肥料	副産植物質肥料	副産石灰肥料	副産植物質肥料	炭酸カルシウム 肥料	"	副産石灰肥料	乾燥菌体肥料	炭酸カルシウム 肥料	乾燥菌体肥料	"	"
粒状土肥これだ けスパーバー	神協有機一 号	くみあい粒状ミ ネラルGIZ	B特号S	くみあい粒状ミ ネGスパーバー	スパーバー シュール	トリ貝副産石灰	くみあい粒状ミ ネミックス	ウーロン二 号	くみあい粒状ミ ネテツエース	セラム有機乾燥 肥料	五五%肥料用炭 酸苦土石灰	九 粒状ミネラルG	くみあい粒状ミ ネラルG	協和乾燥菌体肥 料二号	炭酸苦土石灰用 一〇・〇肥料用	協和乾燥菌体肥 料一号	消石灰	消石灰
アルカリ分 四八・〇〇	窒素全量 一・三三	アルカリ分 四〇・〇〇	窒素全量 五・〇五	アルカリ分 四八・〇〇	窒素全量 四四・〇〇	アルカリ分 三五・〇	アルカリ分 四二・八〇	窒素全量 三・五	アルカリ分 四二・〇〇	窒素全量 一〇・四五	アルカリ分 一五・〇〇	アルカリ分 四〇・〇〇	アルカリ分 四二・〇〇	窒素全量 二・六〇	アルカリ分 一五・〇〇	窒素全量 一七・〇〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 六五・〇
"	"	"	"	"	"	"	り 公定規格のお	該 当なし	り 公定規格のお	該 当なし	"	"	"	"	"	り 公定規格のお	"	"
アサヒミネラル工 業株式会社	神協産業株式会 社	アサヒミネラル工 業株式会社	神協産業株式会 社	アサヒミネラル工 業株式会社	"	平生町	アサヒミネラル工 業株式会社	興洋産業株式会 社	アサヒミネラル工 業株式会社	アサヒミネラル工 業株式会社	宇部興産農材株 会社	美祢市伊佐町伊 三三六二	"	アサヒミネラル工 業株式会社	協和醗酵工業株 会社	宇部マテリアルズ 株式会社	協和醗酵工業株 会社	宇部マテリアルズ 株式会社
広島県市昭和町一 番一号	熊毛郡田布施町大 字波野九六二の一	広島県市昭和町一 番一号	熊毛郡田布施町大 字波野九六二の一	広島県市昭和町一 番一号	"	熊毛郡平生町大 字平生二一〇の一	広島県市昭和町一 番一号	宇部市港町一丁目 五番五号	広島県市昭和町一 番一号	宇部市大字小串一 九八八の七	宇部市伊佐町伊 三三六二	"	宇部市昭和町一 番一号	東京都千代田区大 手町一丁目六番一 号	宇部市大字小串一 九五	東京都千代田区大 手町一丁目六番一 号	"	宇部市大字小串一 九五



(五四七) 肥料の登録の失効

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は、その効力を失いました。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関成

登録番号	失効年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者
山口県生第五〇一号	平成一六、一一、一二	副産植物質肥料	醱酵副産肥料一	窒素全量 一一・〇〇	該当なし	協和醱酵工業株式会社 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
山口県生第五一五号	九、六	炭酸カルシウム肥料	一五・〇肥料用炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇〇	可溶性苦土 五五・〇〇	宇部マテリアルズ株式会社 宇部市大字小串一九八五
山口県生第五一六号	一一、一二	"	炭酸苦土石灰一	アルカリ分 五五・〇〇	可溶性苦土 五五・〇〇	清水工業株式会社 岐阜県大垣市赤坂東町二の一
山口県生第五三五号	一一、一二	副産石灰肥料	ハイマグ二〇	アルカリ分 二五・〇〇	可溶性苦土 二五・〇〇	宇部マテリアルズ株式会社 宇部市大字小串一九八五
山口県生第五四二号	"	"	ハイマグ一七	アルカリ分 一五・〇〇	可溶性苦土 一五・〇〇	"

(五四八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
出納局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量  
県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成十八年八月十日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号  
落札金額 二億五千七百二十五万円

七 入札公告日 平成十八年六月三十日

八 その他

- (一) 契約担当者 山口県知事 二井 関成
- (二) 調達方法 購入
- (三) 落札方式 最低価格

(五四九) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十八年十月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
出納局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬 六十二万錠
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十八年八月十八日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号
- 六 契約金額  
一億四千四十八万五千八百円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

山口県公安委員会告示第七十一号

警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)第二条の表の五の項の上欄の規定により、道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を次のとおり定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年十月二十日

山口県公安委員会

次の表の中欄に掲げる路線ごとに、それぞれ同表の下欄に定める区間において行う交通誘導警備業務

道路の種類	路線名	区間
一般国道	二号	玖珂郡和木町と広島県との境界線から下関市と福岡県との境界線まで
	九号	阿武郡阿東町と島根県との境界線から山口市小郡前田町一の一二地先まで
	一八八号	下関市長府港町二地先から同市竹崎町四丁目一の三地先まで
	一九〇号	岩国市麻里布町一丁目一三の六地先から下松市望町一丁目六三の一地先まで
	一九一号	山口市江崎字和井田二六八六の一地先から山陽小野田市大字埴生字作り道一〇六の一地先まで
	二六二号	下関市竹崎町四丁目一の三地先から萩市と島根県との境界線まで
	三六号	萩市大字土原字土原一七九の一地先から山口市宮野上字張付場九六八の一地先まで
	四三五号	山口市宮野下字下滑二〇八六の四三三の地先から防府市大字高井字宗吉三一の地先まで
	四三七号	長門市東深川字幸介一九二二の一地先から山陽小野田市大字厚狭字埴生田四七五の一地先まで
	四九〇号	美祿郡美東町大字綾木字院内二六五〇の一地先から同町大字大田字市ノ後五七九六の一地先まで
	四九一号	下関市豊田町大字殿敷字祇園原二〇六五の三三の地先から同字二〇三九の一地先まで
	岩国玖珂線	大島郡周防大島町大字伊保田字宮崎一七八三の一地先から岩国市玖珂町字久重山九〇三の二地先まで
		宇部市常盤町二丁目七の二地先から同市大字瓜生野字松原六八八の一地先まで
		宇部市大字車地字山崎三九の三三の地先から美祿郡美東町大字綾木字院内二六五〇の一地先まで
		美祿郡美東町大字大田字市ノ後五七九六の一地先から萩市大字山田字西奥玉江四三七の一の一地先まで
		下関市菊川町大字上岡枝字勘定更三〇六九の地先から同市菊川町大字檜崎字西ノ原七六七七の地先まで
		岩国市今津町一丁目一〇六の一地先から同市錦見三丁目一五四の一地先まで
		岩国市錦見六丁目二四二七の一地先から同市玖珂町字丈六九六五の三五の地先まで

県	
道	
下松新南陽線	下関長門線
下松市望町一丁目六三の一 地先から周南市若山二丁目 一七三の二地先まで	下関市深川湯本字鳥落一 一九の一地先から同市仙崎字 栗ヶ坪一九の八地先まで 下関市豊田町大字殿敷字 祇園原二〇六五の三 地先から 長門市深川湯本字休石 二四九五の一 地先まで 下関市豊田町大字上岡 枝字勘定更三〇六九 地先から同 市豊田町大字殿敷字 祇園原二〇三九の一 地先まで 下関市一の宮卸本町 二〇三四の四 地先から同市菊川町 大字榑崎字西ノ原 七六七地先まで

平成十八年十月二十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）